

「個人情報保護に関する法律施行条例（仮称）」の骨子案

1 制定の趣旨

- 令和3年5月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）が改正されました。
- 京都府及び京都府公立大学法人の個人情報保護制度については、これまでは京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「現行条例」という。）に基づくルールとして定めていましたが、この法律改正により、令和5年4月1日からは、個人情報保護法に基づく全国的な共通ルールが直接適用されることになりました。
- そのため、現行ルールを定める現行条例を廃止するとともに、全国ルールにのっとった必要事項を定めるため、個人情報保護に関する法律施行条例（仮称）（以下「法施行条例」という。）を制定します。
- 法施行条例においては、個人情報保護法から条例に委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を現行条例に基づくこれまでの仕組み等を存続させることを基本に規定することとします。

2 主な規定内容

(1) 開示請求に係る費用負担〔現行条例第17条、個人情報保護法第89条第2項〕

個人情報保護法に基づく個人情報の開示請求に係る費用については、現行条例と同様の取扱いとすることとします。

【現行条例における取扱い】

手数料は徴収せず、公文書の写しの交付を受ける場合には、開示請求者がその作成及び送付に要する費用（＝実費）を負担

(2) 是正の申出制度〔現行条例第30条〕

引き続き現行条例と同様の制度を設けることとします。

【現行条例における是正の申出制度】

実施機関^{*1}が自己の個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、実施機関に対して、当該個人情報の取扱いの是正の申出をすることができます。

実施機関は、是正の申出があったときは、遅滞なく、必要な調査を行った上、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を申出者に通知するとともに、申出及び処理の内容を京都府情報公開・個人情報保護審議会審議会（以下「審議会」という。）^{*2}に報告しなければならないこととしています。

また、審議会は、是正の申出の処理について意見を述べるができることとしています。

※1 実施機関とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び京都府公立大学法人をいいます。

※2 個人情報の開示請求に対する開示決定等に係る審査請求について、実施機関からの諮問に基づき審査する知事の附属機関で、個人情報保護法に基づく開示決定等に係る審査請求についても、引き続き、同様の役割を担います。その他、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づく公文書公開請求に対する公開決定等に係る審査請求について実施機関からの諮問に基づいて審査することも所掌します。

(3) 運用状況の公表〔現行条例第39条〕

現行条例と同様、個人情報保護法の運用状況を取りまとめて公表することとします。

【 現行条例における取扱い 】

毎年、開示請求等の件数、処理状況など、条例の運用状況を取りまとめて公表することとされています。

(4) 京都府情報公開・個人情報保護審議会への諮問〔個人情報保護法第129条〕

実施機関は、個人情報保護に係る施策を講じる場合その他の場合などにおいて、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会^{※2}に諮問することができることとします。

(5) 死者の情報の保護

個人情報の取扱いについては、新たな全国的な共通ルールの下で、これまでと同様に適切に行われることとなりますが、ルールの対象については、現行条例においては死者の情報も対象としているところ、個人情報保護法においては生存する個人に関する情報に限定されています。

そのため、これまで死者の情報に対しても適用してきた現行条例における次の①～④の規定内容について、対象を死者の情報に限定する等の必要な整備を行い、存置することとします。

【 現行条例における取扱い 】

個人情報の取扱いに関し、①収集目的以外の利用・提供の制限、②適切な管理、などを定めるとともに、③守秘義務及び④一定の場合の罰則を規定

(6) 情報公開条例との整合性の確保〔個人情報保護法第78条第2項〕

個人情報保護法に基づく個人情報の開示請求と、京都府情報公開条例に基づく公文書公開請求とで、開示（公開）・不開示（非公開）の範囲に違いが生じないように整合を図るための規定を設けることとします。

例えば、同条例に基づく公文書公開請求においては公開対象となるものの、個人情報保護法に基づく開示請求においては当然には開示対象とはならない公社^{※3}の職員の職や職務の遂行等に係る情報について、個人情報保護法の不開示情報から除外すること等を規定することとします。

※3 公社とは、京都府住宅供給公社、京都府道路公社及び京都府土地開発公社のことをい
い、京都府情報公開条例に基づく公文書公開請求等の対象となる実施機関に位置付けら
れています。

3 今後の予定

令和4年12月	京都府議会12月定例会に条例案を提出（予定）
令和5年4月1日	法施行条例の施行

4 参考資料

- [\(1\) 個人情報保護制度見直しの全体像（個人情報保護委員会作成資料）](#)
- [\(2\) 個人情報の保護に関する法律（令和5年4月1日施行後）](#)
- [\(3\) 京都府個人情報保護条例（現行条例）](#)